

家電リサイクル法の見直しに関する意見募集（第2回募集）について

平成18年8月29日
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
経済産業省商務情報政策局
情報通信機器課環境リサイクル室

環境省及び経済産業省では、家電リサイクル制度について見直しの検討を行っております。このたび、家電リサイクル制度について、国民の皆様からご意見をお聴きするため、9月15日（金）までの間、広く意見募集を行います。

1. 趣旨

平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」）は、本年度で施行後5年が経過いたしました。同法附則の「政府は、施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定に基づき、現在、環境省及び経済産業省は、制度見直しの検討を実施しているところです。

家電リサイクル制度は、国民の皆様に関連する制度であり、制度見直しに当たって、今後の検討に資する観点から広く意見募集を行います。

2. 意見募集内容

第4回中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG合同会合において、議論されました資料2「これまでに提示された主な意見」及び資料3「家電リサイクル制度等の見直しに当たっての検討課題」について、ご意見を広く募集します。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG 合同会合の資料については、下記のいずれかのホームページからご覧いただけます。

（環境省HP） <http://www.env.go.jp/council/03haiki/yoshi03.html>

（経済産業省HP） http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000001.html#14

3. 意見募集期間

平成18年8月29日（火）～9月15日（金）

4. 意見提出方法

意見提出用紙の様式に従い、以下のいずれかの方法で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、又は経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室まで提出してください（いずれかの省に提出していただければ結構です）。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送の場合

環境省：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

経済産業省：〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

② ファックスの場合

環境省：03-3593-8262

経済産業省：03-3580-2769

③ 電子メールの場合（メールアドレス）

環境省：hairi-recycle@env.go.jp

経済産業省：kaden-recycle@meti.go.jp

（件名は必ず「家電リサイクル法の見直しに関する意見（第2回）」と記載してください）

（注意事項）

- ・ ご意見は日本語でご提出ください。
- ・ ご提出いただきましたご意見については、名前、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめご了承ください。
- ・ 皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承ください。
- ・ ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

5. 問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室（03-5501-3153）

経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室（03-3501-6944）

6. 今後の予定

環境省及び経済産業省では、今後とも随時、意見募集を行っていく予定です。

＜意見提出用紙＞

【宛先】環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
又は、
経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室

【氏名】

（企業・団体の場合は、部署名及び担当者名も併せて記入してください）

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【メールアドレス】

【意見内容】（資料番号及び該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔にご記載ください）